



個人事業税のあらまし

■個人事業税とは

事業を行う場合、道路などの公共施設を利用するなど公共サービスを受けています。この税金は、このような公共サービスに要する経費の一部を負担していただく趣旨から課税されるものです。

■納める人

県内で事業を行う個人

■課税される事業の種類と税率

区 分	税率	事 業 の 種 類			
第 1 種 事 業	5 %	物 品 販 売 業	運 送 業	写 真 業	問 屋 業
		不動産売買業	金 銭 貸 付 業	運 送 取 扱 業	席 貸 業
		両 替 業	広 告 業	物 品 貸 付 業	旅 館 業
		不動産貸付業	倉 庫 業	興 信 所 業	料 理 店 業
		製 造 業	駐 車 場 業	飲 食 店 業	演 劇 興 行 業
		電 気 供 給 業	請 負 業	遊 技 場 業	冠 婚 葬 祭 業
		公衆浴場業 (サウナ等)	周 旋 業	土 石 採 取 業	印 刷 業
			代 理 業	船舶でいけい場業	出 版 業
		電気通信事業	案 内 業	仲 立 業	保 険 業
		商品取引業	遊 覧 所 業		
第 2 種 事 業	4 %	畜 産 業	水 産 業	薪 炭 製 造 業	
第 3 種 事 業	5 %	医 業	税 理 士 業	公 認 会 計 士 業	諸 芸 師 匠 業
		測 量 士 業	歯 科 医 業	弁 護 士 業	計 理 士 業
		理 容 業	土地家屋調査士業	薬 剤 師 業	司 法 書 士 業
		社会保険労務士業	美 容 業	海 事 代 理 士 業	デ ザ イン 業
		行 政 書 士 業	コンサルタント業	ク リ ー ニング 業	印 刷 製 版 業
		公 証 人 業	設 計 監 督 者 業	公衆浴場業(銭湯)	獣 医 業
		歯科衛生士業	歯 科 技 工 士 業	不動産鑑定業	弁 理 士 業
	3 %	あんま・マッサージまたは指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業		装 蹄 師 業	

- (注1) 所得税で申告した事業所得のうちに、雇用契約又はこれに準ずる契約に基づく所得が含まれている場合は、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。
- (注2) 第2種事業で、主として家族などの自家労力を用いて行うもの（家族や同居の親族の年間労働日数が従業者も含めた年間総労働日数の2分の1を超える場合）は、課税されません。

■税額の計算

所得税の計算の例により計算した事業所得及び不動産所得の合計額から事業主控除（**年額 290万円**。事業期間が1年未満の場合は月割計算した額）等を差し引いた金額に税率を乗じると、納めるべき税額になります。

所得税の確定申告等における
事業所得及び不動産所得の合計額

－

事業主控除等

=

課税標準額

↓

課税標準額

×

税 率

=

税 額

- 「事業所得及び不動産所得の合計額」とは、所得税の青色申告特別控除額（最大で65万円）を控除する前の金額です。
- 「事業主控除等」とは、「事業主控除」、「損失の繰越控除」、「被災事業用資産の損失の繰越控除」、「事業用資産の譲渡損失の控除」等です。
- 「事業主控除」は所得税の基礎控除に相当するもので、納税義務者全員に適用されますが、その他の控除はそれぞれの要件に該当する方だけに適用されます。

■計算例

- 雑貨店を営む鳥取太郎さんの場合**
雑貨店→「第1種事業」物品販売業
令和6年分の所得
 - 確定申告した所得金額 705万円
 - 青色申告特別控除 65万円

確定申告所得金額	青色申告特別控除	事業主控除
{ (705万円 + 65万円) - 290万円 }		
課 税 標 準 額		
税 額		
× 5% = 24 万円		

鳥 取 県 納 税 通 知 書
下記のとおり納付してください。

鳥取市東町1丁目220
鳥取 太 郎 様

印

令和7年 8月1日
鳥取県東部県税事務所長

納付番号	確認番号	課税年度	所 属	所 得 年
720117006517	186556	令和7年度	東部県税	令和6年
税 目	課税番号	申告処理区分		
個人事業税	0117006517	040111		

第 1 期 (随 時) 税 額	120,000 円
延 滞 金	円
合 計	円

事業区分	課税標準額	税率	税 額
第 1 種	4,800,000 円	5%	240,000 円

第1期(随時)税額	120,000 円	納期限	令和 7年 9月 1日
第 2 期 税 額	120,000 円	納期限	令和 7年 12月 1日

- 税額 24 万円を 2 回に分けて納めます。
第 1 期 12 万円・第 2 期 12 万円
(第 1 期の納税の期限内であれば、一括して納めることもできます。)

■納税の時期と方法

納める税額、納税の期限などは、県税事務所から送付される納税通知書に記載されています。(上記計算例参照)

【納税の期限】

- 令和7年9月1日**(第1期)、**12月1日**(第2期)の2回
(ただし、それ以外の時期(随時)に課税される場合は指定する期限)

【納税の方法】

- 同封の納付書で納付**

下記の場所(方法)にて指定の納期限までに納めてください。

- (1) **スマホ納税**(利用限度額や操作方法は利用会社におたずねください。)

地方税お支払サイト(eL-QR)から納税

納税通知書記載のeL-QR(番号)を、地方税お支払サイトやスマホ決済アプリから読み込み、納付できます。

※「スマホ決済アプリ」のほかに「クレジットカード」、「インターネットバンキング」、「口座振替(ダイレクト方式)」、「Pay-easy」、でお支払い可能です。
※詳細は、地方税お支払いサイト(外部サイト)をご覧ください。
※従来のバーコードからの納税も行えます。



(地方税お支払いサイト)

- (2) **銀行、信用金庫、農業協同組合、ゆうちょ銀行等の金融機関又は最寄りの県税事務所での納税**

納税通知書裏面に記載の納付場所で納めてください。

- (3) **コンビニ納税**

納税通知書裏面に記載の店舗で納めてください。

※バーコードが印字された納税通知書のみ納税することができます。
※1回の納付額が30万円を超える場合は納税できません。

- 口座振替の利用**

web申込み又は県内金融機関に備え付けの口座振替依頼書に必要事項を記入・押印の上、お申し込みください。

※お申し込みいただいた翌年度から**口座振替**となります。
※web申込みは山陰合同銀行、鳥取銀行の口座をお持ちの方が対象です。



(web申込みの詳細)

納税方法についての詳細は、**税務課ホームページ**をご覧ください。

■お問い合わせ先 最寄りの県税事務所におたずねください。

	所 在 地	電 話 番 号	管 轄 区 域
東 部 県 税 事 務 所 課税課事業税担当	〒680-0061 鳥取市立川町6丁目176	0857-20-3518	鳥取市・岩美郡 八頭郡
中 部 県 税 事 務 所 課税課事業税担当	〒682-0802 倉吉市東巖城町2	0858-23-3111	倉吉市・東伯郡
西 部 県 税 事 務 所 課税課事業税・間税担当	〒683-0823 米子市加茂町1丁目1 (米子市役所本庁舎2階)	0859-31-9626	米子市・境港市 西伯郡・日野郡